

通知カードってなに？

番号をもらうのは個人だけ？

安全性は？

もっと知りたいマイナンバー

平成27年10月から全住民に通知される12けたの番号「マイナンバー」。広報9月1日号では、マイナンバー導入の目的や利用する場面についてお知らせしました。今号でお知らせするのは、通知カードと個人番号カード、安全性などについてです。

Q 通知カードってなに？いつ届くの？

通知カードとは、自分のマイナンバーを証明するための紙製のカードです。10月以降に、住民票に記載された住所に簡易書留で送付されます。

簡易書留による配送は、転送届の指定送付先には送付されませんので、確実に通知カードを受け取るために、9月中旬に現在住んでいるところに住所を移す

ようお願いします。

Q 個人番号カードが交付されるって聞いたけど？

個人番号カードは、通知カードが送付された後に町に申請すると、平成28年1月以降に交付を受けることができます。

Point 通知カードと個人番号カードの違い

どちらのカードもマイナンバーを使用した申請等で利用できます。しかし、通知カードと個人番号カードでは大きな違いがあります。

○通知カード
氏名、住所、生年月日、性別、

マイナンバーが記載されたものが通知カードです。全ての方に送付されますが、顔写真が入っていませんので、身分証明書のような使い方はできません。本人確認のときには、ほかに顔写真が入った証明書などが必要になります。

○個人番号カード

通知カードに記載された情報の他に本人の顔写真が表示されるのが個人番号カードです。

また、電子証明機能がついていることも特徴の一つです。カードにはICチップが入っており、インターネットでの所得税申告を行うe-Taxなどでも利用できます。

なお、ICチップには、カードに書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や



通知カード



個人番号カード

病気の履歴などの個人情報も記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかかってしまうことはありません。

Q マイナンバーをもらうのは個人だけなの？

マイナンバーは個人だけでなく法人にも通知されます。法人の場合は13けたで、インター

住所を移せない方は 居所情報登録申請を

マイナンバーは住民票の住所に送付されますが、次のような方は居所情報登録の申請をすると、登録した住所で受け取ることができます。期限は9月25日ですので忘れずに申請してください。

申請が必要な方

東日本大震災による被災者で
住所地以外に避難している方



DV、児童虐待などの被害者で
住所地以外に移動している方

1人暮らしで長期間、医療機関
などに入院・入所している方



▷申請方法 町役場か総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) で入手できる申請書に、下記の書類を添付し住民票のある市区町村に持参か郵送

- ・申請者本人の身分が証明できる書類
- ・水道料金の領収書など申請する住所に居住していることが分かる書類

※代理人が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書が必要となります。

◆申請先・問い合わせ 町民課住民記録係 (〒028-1392山田町八幡町3-20 ☎82-3111内線121) へどうぞ。

ネット上に公表され誰でも自由に使用できるのが特徴です。業務に番号を用いることにより、法人同士の取引の簡略化や新たなサービスの提供などが期待されます。

Q マイナンバー制度の安全性は？

マイナンバー制度は、個人情報の漏えいや、他人によるなりすましなどがおこる危険を未然に防ぐため、システム面と制度面で次のような対策を行います。

◎利用は限られた手続きだけ
マイナンバーは、社会保障や税の手続きなど法律で定められた場合に限り使用できます。また、システムを取り扱う職員を制限することで安全性を高めます。

◎個人情報 は分散管理されます
個人情報の管理は一つの機関がするものではありません。年金の情報は年金事務所、福祉サービスの利用情報は福祉事務所など、もともとの保有機関で管理します。

◆◆◆◆◆

広報9月1日号と今号でマイナンバー制度について基本的な

ことをお知らせしました。導入により生活が便利になっていくことが期待される制度です。これから通知されるあなただけの「マイナンバー」。安全に、大切に取り扱いましょう。

◆問い合わせ
・町総務課情報係 (☎82-3111内線416)
・マイナンバーコールセンター (祝日年末年始を除く、月曜日の午前9時半～午後5時 ☎0570-2010178)
・マイナンバーホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/s-eisaku/bangoseido/index.html>)

国勢調査 2015

パソコンから



スマートフォンから



インターネットでの回答お済みですか？

今回の国勢調査は、インターネット（パソコンまたはスマートフォンなど）を使用して回答することができます。

回答期限は9月20日となっております。いつでも好きな時間に回答できますので、ぜひご利用ください。

▷回答方法 国勢調査オンライン (<http://www.e-kokusei.go.jp/>) にアクセスし、調査員を通じて配布した回答用ID（識別番号）とパスワードを入力し回答してください。

◆問い合わせ

- ・町総務課情報係 (☎82-3111内線416)
- ・国勢調査コールセンター (10月31日までの午前8時～午後9時 ☎0570-07-2015 / I P電話の場合 ☎03-4330-2015)



バーコードからも
アクセスできるよ

みらいちゃん